

写

高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

滋
高

賀
島

県
市

高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

滋賀県（以下「甲」という。）および高島市（以下「乙」という。）は、関西電力株式会社高浜発電所（以下「発電所」という。）に関する必要な情報の共有等について、次のとおり確認書を締結する。

（情報連絡等）

第1条 甲は、関西電力株式会社（以下「事業者」という。）と締結した「高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、事業者から各種の連絡を受けた場合は、直ちに乙に対しその情報を連絡する。

（損害の補償）

第2条 乙は、発電所の保守運営に起因して、乙の住民が損害を被った場合は、直ちに甲に損害の状況を報告する。

2 甲は、乙からの損害状況等の報告を受けた場合は、直ちに協定書第5条「損害の補償」の規定に基づき、必要な対応を講ずるものとする。

（原子力防災対策）

第3条 乙は、甲に対し、協定書第6条「原子力防災対策」の規定に基づき、必要な事項を要請することができる。

2 甲は、乙の要請があったときは、事業者に対し必要な対応を求めるものとする。

（その他）

第4条 本確認書に定める事項について、改定すべき事由が生じたとき、または本確認書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

この確認の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明